

topics

01

あなたのチャレンジを応援します！ ～まちづくり活動支援事業 第2次募集～

まちづくり課
企画情報 G

町では、町内の団体（5名以上）が自主的に取り組む公益的な活動に対して助成しています。また、既存の団体活動事業であっても、この補助金を活用して新たな工夫が加えられる事業は対象となりますので、「こんなことをやってみたい」ということがあればご相談ください。

■申請期間 7月1日(月)～8月16日(金)

■メニュー ◎協働のまちづくり事業（補助率10分の8以内、補助上限額80万円）

【活用実績】…「野祭」の開催（農猿）、「ぎょうざ自分流」の開発（AUSグループ）

◎地域コミュニティ活性化事業（補助率10分の7以内、補助上限額30万円）

【活用実績】…春うたコンサート（うたぽろ）

◎地域交流推進事業（補助率10分の5以内、補助上限額30万円）

【活用実績】…おもしろ科学実験の開催（面白科学同好会）

topics

02

職員採用資格試験について

総務課
総務 G

令和2年度空知総合振興局管内町職員採用資格試験（一般事務職）については管内14町合同で実施します。技術職、福祉専門職、消防職等の採用については各町の対応となります。

■試験区分 一般事務職の上級、初級とする。

■受験資格 ・上級 平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

・初級 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

■試験内容 ・上級 教養試験、論文試験

・初級 教養試験、作文試験

■試験日 令和元年9月22日(日)

■試験場所 ホテルサンプラザ（岩見沢市4条東1丁目6番）

■申込期間 7月1日(月)～8月16日(金)

topics

03

臨時事務員を募集します

あいくる保健福祉課
福祉障がい G

町内にお住まいで、簡単なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる方を1名募集します。

■勤務時間 8時30分～17時

■勤務日 平日週3日程度

■賃金 日当6,710円（交通費は支給しません） ※雇用保険に加入していただきます。

■雇用期間 8月～3月末

■申込方法 7月8日(月)～16日(火)までに履歴書（写真付）をあいくるにご提出ください。

■採用 書類選考と面接で決定します。

広告

topics

04

子育て家庭を応援してくれる方募集します！
～南幌町ファミリー・サポート・センター～あいくる保健福祉課
健康子育てG

ファミリー・サポート・センターは、子育て中の家庭を地域ぐるみで応援し、子育てしやすい環境づくりをお手伝いする仕組みです。

会員の種類	条 件
子育てのサポートをしてほしい会員 【依頼会員】	0歳～小学校6年生までのお子さんをお持ちの方
子育て家庭を応援したい会員 【提供会員】	子どもが好きな方、心身ともに健康で20歳以上の方 ※町主催の講習会を受講していただきます
サポートしてほしいし応援もしたい会員 【両方会員】	依頼会員と提供会員の条件を満たす方

■サポートの内容

- ・保育園や小学校等の開始前、終了後の預かりや送迎
- ・参観日など、園や学校行事の際の預かり(場所は園や学校でも可)
- ・保護者の病気や急用、買い物等での外出、リフレッシュの際の預かり
- ・その他、会員の育児に関して必要な援助等

※子育て家庭の応援は、可能な範囲でのサポートで構いません

※交通費・食事代・おやつ代・おむつ代等は依頼会員が負担

■援助時間 7時～21時(原則) 土曜・日曜・祝日も利用可



topics

05

移動献血車「ひまわり号」が来町します

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

献血へのご協力をお願いします。なお、献血される方、輸血される方の安全のために献血をご遠慮いただく場合があります。

■日 時 7月1日(月)

■場 所 あいくる駐車場 … 9時30分～11時
農協本所駐車場 … 11時30分～12時15分
役場駐車場 … 13時45分～15時15分
南幌養護学校 … 15時45分～16時30分

けんけつちゃん



topics

06

南高祭へお越しください！

南幌高等学校
☎378～2248

今年の学校祭のテーマは「夏空～飛び立て南高～」。生徒による新鮮な野菜の販売や南幌ジンギスカンを使った料理の模擬店、さらには大壁画に、ステージイベントなども企画しています。生徒たちの活気あふれる姿を是非、見に来てください。

■一般公開 7月13日(土) 11時30分～14時30分

広 告

◇ 訂 正 ◇

6月号のp.19「福島の子どもたちを南幌に呼ぶべえーチャリティーコンサート」の掲載内容に、下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正します。

【下段 問合せ】

誤 正

090…(佐藤) → 090-6263-0817(渋谷)

topics

07

補装具費の支給について

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

障がいのある方の身体機能を補い、日常生活を円滑に送るために必要な補装具の購入や修理、借受けに要した費用について、補装具費を支給します。

■対象者

身体障がい者手帳を持っている方(手帳に記載された障がいに対応する補装具が対象となります。)

■補装具の種類(例)

- ・肢体不自由…義手、義足、装具、車いす、電動車いす等
- ・視覚障害 …盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- ・聴覚障害 …補聴器

■助成額

装具費支給制度の利用者負担は1割です。ただし、所得に応じて次の負担上限月額が適用されます。

- ・町民税非課税世帯及び生活保護世帯…0円(自己負担なし)
- ・町民税課税世帯(所得割46万円未満)…上限37,200円

※世帯の範囲

- ・18歳以上の障がい者…障がいのある方とその配偶者
- ・障がい児 …保護者の属する住民基本台帳での世帯

■申請時期

必ず、購入(修理)する前に申請を行って下さい。支給決定後、補装具製作者に購入(修理)費を支払ってから補装具の引渡しを受けることになります。

■申請時に必要なもの

- ・申請書(用紙は福祉障がいGにあります)
- ・印鑑
- ・購入希望の補装具の見積書
- ・医師意見書(用紙は福祉障がいGにあります)
- ・マイナンバーカード
- ・身体障害者手帳

topics

08

障がいに関する悩みや心配事はありませんか？

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

あいくるでは身体・知的・精神の各種手帳、福祉サービスの利用、仕事、日常生活、医療など困っていることや悩みごとがありましたら、電話や窓口で相談を受けています。お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ あいくる (☎378~5888)

広告

広告

広告

広告

topics

09

ぼろろ駐車場の使用について

ぼろろ生涯学習課
学校教育 G

7月6日(土)は、南空知消防組合消防演習が行われるため、ぼろろの駐車場は利用できません。施設にお越しの方は、役場駐車場をご利用ください。

topics

10

忘れていませんか？
「高等学校等通学費補助申請」ぼろろ生涯学習課
学校教育 G

子どもの教育にかかる経済的負担を軽減するため、通学費の一部を補助する制度です。平成29年度より通学方法によらず、一定額の補助となりました。生徒が町外の下宿や寮などに居住している場合や、車による送迎、自転車通学の方も対象となります。

■対象者

高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部に通学する生徒の保護者で南幌町に在住の方

■補助額

入学より3年間、通学先の学校により一定額を補助します。

■申請方法

申請書及び納税確認同意書に学生証の写し、または在学証明書を添えて教育委員会へ提出してください。申請書は教育委員会にあります（町ホームページからもダウンロードできます）。

■申請期限

・第2回申請期限 令和元年8月30日(金)

・第3回申請期限 令和元年11月29日(金)

・第4回申請期限 令和2年2月28日(金)

※後ろの区分はまとめて申請することが出来ます。

(例：第3回で、第1回から第3回分まで申請)



topics

11

国民年金保険料免除制度の申請手続きを

住民課
戸籍年金 G

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「保険料納付猶予制度」があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。令和元年度の免除等の受付は令和元年7月1日から開始され、令和元年7月から令和2年6月までの期間を対象として審査します。

■保険料免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合やまたは失業などの理由で収入が少なく保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部免除となる制度です。

※一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となります。

■保険料納付猶予制度

50歳未満の方(学生を除く)で、本人及び配偶者それぞれの前年等所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料が納付猶予される制度です。

■申請時の注意点

2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができますが、申請に遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

【令和元年度7月に免除などの申請が可能な期間】

・平成28年度分 (平成29年6月分)

・平成29年度分 (平成29年7月～平成30年6月)

・平成30年度分 (平成30年7月～令和元年6月)

・令和元年度分 (令和元年7月～令和2年6月)

令和元年度の保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人あたりの額】} \\ \hline 50,205\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline (\text{平成30年中の所得} - 33\text{万円}) \times 10.59\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \text{《上限額：62万円》} \\ \hline \end{array}$$

- 今年度の保険料額は、現金（または口座振替）で納付の方には7月に、年金からの天引きの方には10月に個別にお知らせします。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料の軽減

- 均等割の軽減（年額） 令和元年度から、5割軽減、2割軽減の世帯が拡充されました。
- ・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も対象となります。
- ・昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）		軽減後（年額）
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	8割軽減	50,205円	⇒	10,040円
33万円	8.5割軽減		⇒	7,530円
33万円 + (27.5万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減		⇒	25,102円
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減		⇒	40,164円

□ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかかりません。均等割については、加入後2年間に限り「5割」軽減となります。なお、所得により均等割が8割または8.5割となっている場合は、そちらが優先となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■ 保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合がありますので住民課国保医療Gへご相談ください。

■ 新しい保険証に変わります（桃色⇒オレンジ色）

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、7月中に新しい保険証を交付します。

- ・新しい保険証の有効期限は令和2年7月31日までです。
- ・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、お申し出ください。

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります（水色⇒黄緑色）

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となります。下記の交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付します。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

※保険証及び減額認定証は8月1日から新しいものを使用してください。

■ お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合（☎290～5601）または役場住民課国保医療Gまで